資料２

門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会の会議公開要領

審議会等の会議の公開に関する指針（平成 15 年 8 月 1 日施行。以下「指針」という。）に基づき、門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会の会議の公開について、次のとおり定める。

１　会議の公開

①会議は、公開するものとする。ただし、指針第 3 条各号に該当すると認められる場合は、委員長は会議に諮って、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

②会議を公開しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

③会議の公開又は非公開が決定するまでは、原則非公開にて審議を行う。

２　公開の方法等

①会議の公開は、会場に傍聴席を設け、市民の傍聴を認めることにより行う。

②傍聴の定員は、10 人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

③会議に際しては、当該会議の会議次第及び会議資料を傍聴者に配布し、退室時に回収するものとする。ただし、会議資料に不開示情報が含まれる場合は、この限りでない。

④報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。

⑤会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、委員長は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

３　傍聴の受付等

①傍聴の受付は、先着順とし、傍聴受付簿に傍聴者の住所、氏名等を記載させることにより行う。ただし、多数の傍聴希望者が事前に予想される場合は、抽選によることができる。

②危険物を携帯しているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止することができる。

４　会場の秩序維持

委員長は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は傍聴者を退場させるなど会場の秩序維持に努めるものとする。

①静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
②飲食又は喫煙をしないこと。
③写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
④みだりに傍聴席を離れないこと。
⑤その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。

５　会議開催の周知

公開で行う会議の開催に当たっては、当該会議開催日の１週間前までに、「会議開催のお知らせ」（別紙）を市情報コーナーに掲示することなどにより、周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

６　会議記録の閲覧等

公開した会議の会議記録を市情報コーナーで市民の閲覧に供するなど、会議の結果の公表に努めるものとする。

７　事務局

委員会の事務局は、保健福祉部健康増進課において行うものとする。

８　その他

この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附　則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。